

【HP公開用】

山形地方最低賃金審議会

【第6回】

期 日 令和3年3月11日（木）

場 所 山形労働局大会議室

山 形 労 働 局

令和2年度 山形地方最低賃金審議会（第6回）議事次第

1 開 会

2 議事録署名委員指名

3 議 事

(1) 令和3年度 特定(産業別)最低賃金の金額改正に関わる意向表明について

(2) 次年度の山形地方最低賃金審議会開催日程について

4 そ の 他

5 閉 会

資 料 目 次

- 1 審議会開催状況及び改正状況関係
 - 1-1 令和2年度 山形地方最低賃金審議会開催状況
 - 1-2 令和2年度 最低賃金改正決定状況（山形労働局）
 - 1-3 令和2年度 全国の地域別最低賃金改定状況
 - 1-4 令和2年度 特定（産業別）最低賃金審議結果（全国）
 - 1-5 令和2年度 特定（産業別）最低賃金の審議・決定状況【全国全産業】

- 2 特定（産業別）最低賃金の金額改正に関わる意向表明（写）
 - 2-1 「山形県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業最低賃金」の金額改正に関わる意向表明（写）
 - 2-2 「山形県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」の金額改正に関わる意向表明（写）
 - 2-3 「山形県自動車・同附属品製造業最低賃金」の金額改正に関わる意向表明（写）
 - 2-4 「山形県自動車整備業最低賃金」の金額改正に関わる意向表明（写）

- 3 特定（産業別）最低賃金適用事業所数及び適用労働者数（R2.12.1現在）

- 4 令和3年度 山形地方最低賃金審議会日程関係
 - 4-1 令和3年度 山形地方最低賃金審議会日程（素案）
 - 4-2 令和3年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表
（①地域別最低賃金の場合 ②特定最低賃金の場合）

- 5 審議会運営関係
 - 5-1 山形地方最低賃金審議会運営規程
 - 5-2 山形地方最低賃金審議会専門部会運営規程

- 6 最低賃金引上げに向けた中小企業への支援事業の実施状況（山形労働局）

- 7 山形県の最低賃金周知用リーフレット（山形労働局作成）

- 8 最低賃金制度周知用パンフレット（厚生労働省作成）

- 9 業務改善助成金リーフレット

令和2年度 山形地方最低賃金審議会開催状況

回数	本 審		地域最賃専門部会		特 定 最 賃 専 門 部 会								全 員 協 議 会	
					一般機械機器製造業		電気機械器具製造業		自動車・附属品製造業		自動車整備業			
	月日	審議事項	月日	審議事項	月日	審議事項	月日	審議事項	月日	審議事項	月日	審議事項	月日	審議事項
1	7/2	運営規程確認 地域最賃改正諮問 審議日程協議 専門部会設置	7/21	部会長選出 運営規程確認 専門部会審議日程 改正金額審議	9/24	部会長選出 運営規程確認 基礎調査結果報告 審議日程協議	9/24	部会長選出 運営規程確認 基礎調査結果報告 審議日程協議	9/24	部会長選出 運営規程確認 基礎調査結果報告 審議日程協議	9/24	部会長選出 運営規程確認 基礎調査結果報告 審議日程協議		
2	7/28	参考人意見聴取 目安伝達 最賃基礎調査結果説明	7/29	改正金額審議	9/25	改正金額審議	10/8	改正金額審議	10/2	改正金額審議	9/28	改正金額審議		
3	8/7	地域最賃部会報告 地域最賃改正答申 特賃必要性有無諮問 特賃必要性有無審議	7/31	改正金額審議	10/12	改正金額審議	10/19	改正金額審議	10/13	改正金額審議	10/7	改正金額審議		
4	8/25	地域最賃異議諮問 地域最賃異議審議 地域最賃異議答申 特賃必要性有無答申 特賃金額改正諮問 特賃専門部会設置	8/4	改正金額審議	10/21	改正金額審議 (部会結審)	10/22	改正金額審議 (部会結審)	10/22	改正金額審議 (部会結審)	10/20	改正金額審議 (部会結審)		
5	10/26	特賃改正部会報告 特賃金額改正答申	8/6	改正金額審議										
6	3/11	特賃申出意向表明 次年度審議会日程 特賃適用事業所・ 労働者数報告	8/7	改正金額審議 (部会結審)										

令和2年度 最低賃金改正決定状況

山形労働局

件名	必要性 諮問月日	金額改正 諮問月日	専門部会 結審日	専門部会 採決状況	専門部会 開催回数	本 審 結審日	本 審 採決状況	改正前 時間額	改 正 時間額	引上げ額	引上げ率	効力発生日	適 用 労働者数	適 用 使用者数
山形県最低賃金	---	7月2日	8月7日	●	6回	8月7日	●	790	793	+3	0.38%	法 10月3日	411,800	37,509
ポンプ・圧縮機器、一般 産業用機械・装置等製造 業（略称）	8月7日	8月25日	10月21日	○	4回	10月26日	○	859	862	+3	0.35%	法 12月25日	2,370	71
電子部品・デバイス・電 子回路等製造業（略称）	8月7日	8月25日	10月22日	○	4回	10月26日	○	843	846	+3	0.36%	法 12月25日	15,080	329
自動車・同附属品製造業	8月7日	8月25日	10月22日	○	4回	10月26日	○	858	861	+3	0.35%	法 12月25日	4,910	110
自動車整備業	8月7日	8月25日	10月20日	○	4回	10月26日	○	862	865	+3	0.35%	法 12月25日	3,090	1,006

【注】採決状況 ○：全会一致 ●：使用者側反対
特定最賃の専門部会開催回数には、合同部会を含む。

(※) 効力発生日の「法」は、法定発効日
(※) 適用労働者数及び適用使用者数：「令和2年度 最低賃金決定要覧」より

令和2年度 全国の地域別最低賃金改定状況

ランク	都道府県名	答申金額	前年度決定額	引上額	目安比較	結審状況	発効年月日
C	北海道	861円	861円	0円	-	▲	-
D	青森	793円	790円	3円	-	●	令和2年10月3日
D	岩手	793円	790円	3円	-	●	令和2年10月3日
C	宮城	825円	824円	1円	-	○	令和2年10月1日
D	秋田	792円	790円	2円	-	○	令和2年10月1日
D	山形	793円	790円	3円	-	●	令和2年10月3日
D	福島	800円	798円	2円	-	●	令和2年10月2日
B	茨城	851円	849円	2円	-	●	令和2年10月1日
B	栃木	854円	853円	1円	-	●	令和2年10月1日
C	群馬	837円	835円	2円	-	●	令和2年10月3日
A	埼玉	928円	926円	2円	-	○	令和2年10月1日
A	千葉	925円	923円	2円	-	○	令和2年10月1日
A	東京	1,013円	1,013円	0円	-	▲	-
A	神奈川	1,012円	1,011円	1円	-	●	令和2年10月1日
C	新潟	831円	830円	1円	-	○	令和2年10月1日
B	富山	849円	848円	1円	-	●	令和2年10月1日
C	石川	833円	832円	1円	-	○	令和2年10月7日
C	福井	830円	829円	1円	-	○▲	令和2年10月2日
B	山梨	838円	837円	1円	-	○	令和2年10月9日
B	長野	849円	848円	1円	-	○	令和2年10月1日
C	岐阜	852円	851円	1円	-	●	令和2年10月1日
B	静岡	885円	885円	0円	-	○	-
A	愛知	927円	926円	1円	-	●	令和2年10月1日
B	三重	874円	873円	1円	-	●	令和2年10月1日
B	滋賀	868円	866円	2円	-	○▲	令和2年10月1日
B	京都	909円	909円	0円	-	▲	-
A	大阪	964円	964円	0円	-	▲	-
B	兵庫	900円	899円	1円	-	●	令和2年10月1日
C	奈良	838円	837円	1円	-	●	令和2年10月1日
C	和歌山	831円	830円	1円	-	●	令和2年10月1日
D	鳥取	792円	790円	2円	-	○	令和2年10月2日
D	島根	792円	790円	2円	-	○	令和2年10月1日
C	岡山	834円	833円	1円	-	●	令和2年10月3日
B	広島	871円	871円	0円	-	▲	-
C	山口	829円	829円	0円	-	▲	-
C	徳島	796円	793円	3円	-	●	令和2年10月4日
C	香川	820円	818円	2円	-	●	令和2年10月1日
D	愛媛	793円	790円	3円	-	○	令和2年10月3日
D	高知	792円	790円	2円	-	○	令和2年10月3日
C	福岡	842円	841円	1円	-	●	令和2年10月1日
D	佐賀	792円	790円	2円	-	▲	令和2年10月2日
D	長崎	793円	790円	3円	-	●	令和2年10月3日
D	熊本	793円	790円	3円	-	●	令和2年10月1日
D	大分	792円	790円	2円	-	▲	令和2年10月1日
D	宮崎	793円	790円	3円	-	●	令和2年10月3日
D	鹿児島	793円	790円	3円	-	●	令和2年10月3日
D	沖縄	792円	790円	2円	-	▲	令和2年10月3日
全国加重平均額		902円	901円	1円	-	-	-

結審状況欄 ○:全会一致 ●:使用者側反対 ○:使用者側一部反対 ▲:労働者側反対 ▲:労働者側一部反対

令和2年度 特定(産業別)最低賃金審議結果(全国)

1 意向表明・必要性答申状況

	件数	備考
業種(全国)	240	既存228件、新設12件
内、意向表明	217	改正205件、新設12件
内、必要性有答申	154	※新設12件の内で必要性有答申0件

2 審議状況(必要性有答申の154業種)

部会採決状況	件数	割合	備考
○(全会一致)	126	81.82%	
●(使側反対)	15	9.74%	
◐(使側一部反対)	0	0.00%	
▲(労側反対)	11	7.14%	本審→○1
△(労側一部反対)	2	1.30%	本審→▲2
計	154	100.0%	

3 引上げ額の特性値(必要性有答申の154業種)

最 小	0円	北海道(鉄鋼)、新潟(各種商品小売)、静岡(ゴム、鉄鋼・非鉄金属)、京都(電気機械、輸送機械、各種商品小売、自動車(新車)小売)、福岡(輸送機械、百貨店)
第1・4分位数	1円	
中位数	2円	
第3・4分位数	3円	
最 大	30円	福井(百貨店)
平均値(単純平均)	2円	

4 地賃額比の特性値(必要性有答申の154業種)

最 小	100.1%	京都(各種商品小売)、香川(食品)、佐賀(陶磁器)
第1・4分位数	103.7%	
中位数	106.7%	
第3・4分位数	109.5%	
最 大	120.1%	大分(鉄鋼)
平均値(単純平均)	107.0%	

(参考)山形県特定最賃の地賃額比

一般機械	108.7%	(862円/793円)
電気機械	106.7%	(846円/793円)
自動車・部品	108.6%	(861円/793円)
自動車整備	109.1%	(865円/793円)

令和2年度 特定(産業別)最低賃金の審議・決定状況【全国全産業】

項番	都道府県	R02地域別 最賃	業種	申出 内容	申出 ケース	申出 日	必要性 踏問日	必要性 答申日	必要性 有・無	金額 踏問	本審 開催 回数	部会①	部会②	部会③	部会④	部会⑤	部会⑥	部会 結審 年月日	採決 状況	6条5項 適用	結審 年月日	本審 結審 年月日	採決 状況	改定前額	改定額	前回改定額	地賃額比	効力 発生日			
																								時間額	(決定額) 時間額	との比較 時間額	割合				
1	北海道	861	食 品	改正	公正	7/20	7/27	8/11	有	8/11	2	9/3	9/17	9/23	9/28	10/7	-	10/7	○	-	有	10/7	-	-	892	893	+1	103.7%	12/6		
2	北海道		鉄 鋼	改正	協約	7/1	7/27	8/11	有	8/11	2	9/3	9/15	9/23	9/30	-	-	9/30	○	-	有	9/30	-	-	967	967	±0	112.3%	-		
3	北海道		電 気 機 械	改正	協約	6/30	7/27	8/11	有	8/11	2	9/3	9/15	9/28	9/30	-	-	9/30	○	-	有	9/30	-	-	894	895	+1	103.9%	12/1		
4	北海道		輸 送 機 械	改正	協約	7/10	7/27	8/11	有	8/11	2	9/3	9/14	9/24	9/28	10/2	-	-	10/2	○	-	有	10/2	-	-	887	889	+2	103.3%	12/2	
5	青森	793	鉄 鋼	改正	協約	7/30	8/7	9/14	有	9/14	3	9/28	-	-	-	-	-	9/28	○	-	無	10/13	10/13	○	-	900	903	+3	113.9%	12/21	
6	青森		電 気 機 械	改正	公正	7/30	8/7	9/14	有	9/14	3	10/5	-	-	-	-	-	10/5	○	-	無	10/13	10/13	○	-	829	833	+4	105.0%	12/21	
7	青森		各 種 商 品 小 売	改正	公正	7/30	8/7	9/14	有	9/14	3	9/30	-	-	-	-	-	9/30	○	-	無	10/13	10/13	○	-	821	825	+4	104.0%	12/21	
8	青森		自 動 車 小 売	改正	公正	7/30	8/7	9/14	有	9/14	3	9/29	-	-	-	-	-	9/29	○	-	無	10/13	10/13	○	-	861	864	+3	109.0%	12/21	
9	岩手	793	鉄鋼・金属製品	改正	協約	7/31	8/7	8/25	有	8/25	2	9/25	10/12	10/23	-	-	-	10/23	○	-	無	10/30	10/30	○	-	850	852	+2	107.4%	12/31	
10	岩手		光学機械器具	改正	公正	7/28	8/7	8/25	有	8/25	2	9/25	10/14	10/16	-	-	-	10/16	○	-	無	10/30	10/30	○	-	827	829	+2	104.5%	12/31	
11	岩手		電 気 機 械	改正	公正	7/28	8/7	8/25	有	8/25	2	9/25	10/9	10/26	-	-	-	10/26	○	-	無	10/30	10/30	○	-	818	820	+2	103.4%	12/31	
12	岩手		百 貨 店	改正	公正	7/31	8/7	8/25	無	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
13	岩手		各 種 商 品 小 売	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
14	岩手		自 動 車 小 売	改正	公正	7/31	8/7	8/25	有	8/25	2	9/25	10/8	10/27	-	-	-	10/27	▲	-	無	10/30	10/30	▲	-	861	863	+2	-	12/31	
15	宮城	825	鉄 鋼	改正	協約	7/20	7/29	8/20	有	8/20	2	10/6	10/7	10/9	-	-	-	10/9	○	-	有	10/9	-	-	923	925	+2	112.1%	12/15		
16	宮城		電 気 機 械	改正	公正	7/20	7/29	8/20	有	8/20	2	10/2	10/5	10/8	10/22	-	-	-	10/22	○	-	有	10/22	-	-	862	864	+2	104.7%	12/20	
17	宮城		自 動 車 小 売	改正	公正	7/20	7/29	8/20	有	8/20	2	10/1	10/5	10/12	10/23	-	-	-	10/23	○	-	有	10/23	-	-	890	891	+1	108.0%	12/24	
18	秋田	792	非鉄金属	改正	協約	6/26	8/5	8/21	有	8/21	2	9/17	10/6	10/13	-	-	-	10/13	○	-	有	10/13	-	-	891	895	+4	113.0%	12/25		
19	秋田		電 気 機 械	改正	協約	7/17	8/5	8/21	有	8/21	2	9/17	9/30	10/7	-	-	-	10/7	○	-	有	10/7	-	-	833	836	+3	105.6%	12/25		
20	秋田		輸 送 機 械	改正	協約	7/30	8/5	8/21	有	8/21	2	9/17	10/12	-	-	-	-	10/12	○	-	有	10/12	-	-	873	877	+4	110.7%	12/25		
21	秋田		自 動 車 小 売	改正	協約	7/30	8/5	8/21	有	8/21	2	9/17	10/9	-	-	-	-	10/9	○	-	有	10/9	-	-	861	864	+3	109.1%	12/25		
22	山形	793	一 般 機 械	改正	公正	7/31	8/7	8/25	有	8/25	2	9/24	9/25	10/12	10/21	-	-	-	10/21	○	-	無	10/26	10/26	○	-	859	862	+3	108.7%	12/25
23	山形		電 気 機 械	改正	公正	7/31	8/7	8/25	有	8/25	2	9/24	10/8	10/19	10/22	-	-	-	10/22	○	-	無	10/26	10/26	○	-	843	846	+3	106.7%	12/25
24	山形		輸 送 機 械	改正	公正	7/31	8/7	8/25	有	8/25	2	9/24	10/2	10/13	10/22	-	-	-	10/22	○	-	無	10/26	10/26	○	-	858	861	+3	108.6%	12/25
25	山形		自 動 車 整 備	改正	公正	7/31	8/7	8/25	有	8/25	2	9/24	9/28	10/7	10/20	-	-	-	10/20	○	-	無	10/26	10/26	○	-	862	865	+3	109.1%	12/25
26	福島	800	非鉄金属	改正	協約	7/16	7/27	8/24	有	8/24	3	9/18	10/7	10/19	-	-	-	10/19	○	-	有	10/19	-	-	865	866	+1	108.3%	12/18		
27	福島		精 密 機 械	改正	公正	7/16	7/27	8/24	有	8/24	3	9/18	9/29	10/22	-	-	-	10/22	○	-	有	10/22	-	-	867	868	+1	108.5%	12/20		
28	福島		電 気 機 械	改正	公正	7/16	7/27	8/24	有	8/24	3	9/18	10/16	-	-	-	-	10/16	○	-	有	10/16	-	-	833	834	+1	104.3%	12/17		
29	福島		輸 送 機 械	改正	協約	7/16	7/27	8/24	有	8/24	3	9/18	10/6	10/13	-	-	-	10/13	○	-	有	10/13	-	-	869	870	+1	108.8%	12/12		
30	福島	自 動 車 小 売	改正	公正	7/16	7/27	8/24	有	8/24	3	9/18	10/9	10/23	-	-	-	-	10/23	○	-	有	10/23	-	-	867	868	+1	108.5%	12/24		
31	茨城	851	鉄 鋼	改正	協約	7/28	8/5	9/7	有	9/7	2	9/28	10/20	10/22	-	-	-	10/22	○	-	有	10/22	-	-	943	945	+2	111.0%	12/31		
32	茨城		一 般 機 械	改正	協約	7/10	8/5	9/7	有	9/7	2	9/28	10/15	10/23	-	-	-	10/23	○	-	有	10/23	-	-	905	907	+2	106.6%	12/31		
33	茨城		電 気・精密機械	改正	協約	7/6	8/5	9/7	有	9/7	3	10/6	10/16	10/26	-	-	-	10/26	●	-	無	10/28	10/28	●	-	901	904	+3	106.2%	12/31	
34	茨城		各 種 商 品 小 売	改正	協約	7/21	8/5	9/7	有	9/7	3	10/2	10/20	10/23	-	-	-	-	10/23	●	-	無	10/28	10/28	●	-	871	874	+3	102.7%	12/31
35	栃木	854	塗 料	改正	公正	7/15	8/5	8/21	有	8/21	2	9/17	10/7	10/15	-	-	-	10/15	○	-	有	10/15	-	-	963	965	+2	113.0%	12/31		
36	栃木		一 般 機 械	改正	公正	7/2	8/5	8/21	有	8/21	3	9/17	10/15	10/27	-	-	-	10/27	●	-	無	10/29	10/29	●	-	910	913	+3	106.9%	12/31	
37	栃木		精 密 機 械	改正	公正	7/2	8/5	8/21	有	8/21	2	9/17	10/9	10/23	-	-	-	10/23	○	-	有	10/23	-	-	909	912	+3	106.8%	12/31		
38	栃木		電 気 機 械	改正	協約	7/1	8/5	8/21	有	8/21	3	9/17	10/5	10/22	-	-	-	10/22	●	-	無	10/29	10/29	●	-	910	913	+3	106.9%	12/31	
39	栃木		輸 送 機 械	改正	協約	7/16	8/5	8/21	有	8/21	3	9/17	10/8	10/16	-	-	-	10/16	●	-	無	10/29	10/29	●	-	917	920	+3	107.7%	12/31	
40	栃木		各 種 商 品 小 売	改正	協約	7/16	8/5	8/21	有	8/21	3	9/17	10/8	10/20	-	-	-	-	10/20	●	-	無	10/29	10/29	●	-	871	874	+3	102.3%	12/31
41	群馬	837	鉄 鋼	改正	協約	7/20	7/31	8/7	有	8/7	3	10/2	10/23	-	-	-	-	10/23	○	-	有	10/23	-	-	919	921	+2	110.0%	12/31		
42	群馬		一 般 機 械	改正	公正	7/20	7/31	8/7	有	8/7	3	10/2	10/23	-	-	-	-	10/23	○	-	有	10/23	-	-	908	910	+2	108.7%	12/31		
43	群馬		電 気 機 械	改正	公正	7/20	7/31	8/7	有	8/7	3	10/9	10/27	-	-	-	-	10/27	○	-	有	10/27	-	-	908	910	+2	108.7%	12/31		
44	群馬		輸 送 機 械	改正	公正	7/20	7/31	8/7	有	8/7	3	10/9	10/30	-	-	-	-	10/30	○	-	有	10/30	-	-	908	910	+2	108.7%	12/31		
45	埼玉	928	非鉄金属	改正	協約	7/10	7/27	8/3	有	8/3	5	9/7	9/28	-	-	-	-	9/28	○	-	無	10/1	10/1	○	-	944	948	+4	102.2%	12/1	
46	埼玉		電 子 部 品	改正	協約	7/16	7/27	8/3	有	8/3	5	9/7	9/15	-	-	-	-	9/15	○	-	無	10/1	10/1	○	-	951	954	+3	102.8%	12/1	
47	埼玉		輸 送 機 械	改正	協約	7/16	7/27	8/3	有	8/3	5	9/7	9/15	-	-	-	-	9/15	○	-	無	10/1	10/1	○	-	961	966	+5	104.1%	12/1	
48	埼玉		光学機械器具	改正	協約	7/10	7/27	8/3	有	8/3	5	9/7	9/24	-	-	-	-	9/24	○	-	無	10/1	10/1	○	-	959	963	+4	103.8%	12/1	
49	埼玉		各 種 商 品 小 売	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
50	埼玉		自 動 車 小 売	改正	公正	7/16	7/27	8/3	有	8/3	5	9/7	9/29	-	-	-	-	9/29	○	-	無	10/1	10/1	○	-	957	962	+5	103.7%	12/1	
新設	埼玉	百貨店、総合スーパー	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
51	千葉	925	食 品	改正	公正	6/23	8/3	8/21	無	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
52	千葉		鉄 鋼	改正	協約	7/6	8/3	8/21	有	8/21	2	9/28	-	-	-	-	-	-	9/28	○	-	有	9/28	-	-	993	995	+2	107.6%	12/25	

項番	都道府県	R02地域別 最 賃	業種	申出 内容	申出 ケース	申出 日	必要性 諮問日	必要性 答申日	必要性 有・無	金額 諮問	本審 開催 回数	部会①	部会②	部会③	部会④	部会⑤	部会⑥	部会 結審 年月日	採決 状況	6条⑤項 適用	結審 年月日	本審 結審 年月日	採決 状況	改定前額 時間額	改定額 (決定額) 時間額	前回改定額 との比較 時間額	地賃額比 割合	効力 発生日	
88	山梨	838	電気機械	改正	公正	7/20	7/29	8/20	有	8/20	2	10/6	10/15	10/19	11/10	-	-	11/10	▲	-	無	11/10	11/16	▲	913	914	+1	109.1%	1/14
89	山梨		輸送機械	改正	協約	7/20	7/29	8/20	有	8/20	2	10/6	10/13	10/20	-	-	-	10/20	▲	-	無	10/20	11/16	▲	918	919	+1	109.7%	1/14
90	長野	849	印刷製版	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	850	-	-	-	-	
91	長野		一般機械・輸送機械	改正	公正	7/30	8/5	8/21	有	8/21	2	9/17	9/24	9/28	10/12	-	-	10/12	○	-	有	10/12	-	-	903	905	+2	106.6%	12/11
92	長野		精密機械・電気機械	改正	公正	7/30	8/5	8/21	有	8/21	2	9/17	9/24	9/28	10/5	-	-	10/5	○	-	有	10/5	-	-	892	894	+2	105.3%	12/4
93	長野		各種商品小売	改正	協約	7/30	8/5	8/21	有	8/21	2	9/17	10/8	10/16	10/26	-	-	10/26	○	-	有	10/26	-	-	855	857	+2	100.9%	12/31
94	岐阜	852	電気機械	改正	協約	7/6	7/30	8/21	有	8/21	2	9/11	10/7	10/16	-	-	-	10/16	○	-	有	10/16	-	-	886	887	+1	104.1%	12/21
95	岐阜		輸送機械(自)	改正	協約	7/6	7/30	8/21	有	8/21	2	9/11	10/6	10/15	-	-	-	10/15	●	-	無	10/19	10/19	●	930	932	+2	109.4%	12/21
96	岐阜	輸送機械(航)	改正	協約	7/6	7/30	8/21	有	8/21	2	9/11	10/1	10/8	-	-	-	10/8	▲	-	無	10/19	10/19	▲	970	971	+1	114.0%	12/21	
97	静岡	885	製紙	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
98	静岡		ゴム	改正	公正	7/3	7/28	8/21	有	8/21	3	9/30	10/1	10/9	-	-	-	10/9	△	-	無	10/20	10/20	▲	897	897	±0	101.4%	-
99	静岡		鉄鋼・非鉄金属	改正	公正	7/3	7/28	8/21	有	8/21	3	9/28	10/6	10/9	-	-	-	10/9	△	-	無	10/20	10/20	▲	935	935	±0	105.6%	-
100	静岡		一般機械・輸送機械	改正	協約	7/3	7/28	8/21	有	8/21	3	9/25	9/29	10/12	-	-	-	10/12	●	-	無	10/20	10/20	●	950	951	+1	107.5%	12/21
101	静岡		電気機械	改正	協約	7/3	7/28	8/21	有	8/21	3	9/30	10/7	10/16	-	-	-	10/16	●	-	無	10/20	10/20	●	919	920	+1	104.0%	12/21
102	静岡		各種商品小売	改正	協約	7/3	7/28	8/21	無	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	886	-	-	-	-
103	愛知	927	繊維	改正	協約	6/25	7/1	8/5	無	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
104	愛知		鉄鋼	改正	協約	6/25	7/1	8/5	有	8/5	2	9/11	9/15	9/17	-	-	-	9/17	▲	-	無	10/14	10/14	▲	975	976	+1	105.3%	12/16
105	愛知		一般機械	改正	協約	6/25	7/1	8/5	有	8/5	2	9/8	9/16	9/29	-	-	-	9/29	▲	-	無	10/14	10/14	▲	947	948	+1	102.3%	12/16
106	愛知		精密機械	改正	協約	6/26	7/1	8/5	無	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
107	愛知		電気機械	改正	協約	6/25	7/1	8/5	無	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
108	愛知		輸送機械	改正	協約	6/25	7/1	8/5	有	8/5	2	9/8	9/14	10/2	-	-	-	10/2	●	-	無	10/14	10/14	●	955	957	+2	103.2%	12/16
109	愛知		各種商品小売	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
110	愛知		自動車(新車)小売①	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
111	愛知		自動車(新車)小売②	改正	協約	6/25	7/1	8/5	有	8/5	2	9/7	9/24	10/1	-	-	-	10/1	●	-	無	10/14	10/14	●	941	943	+2	101.7%	12/16
新設	愛知		百貨店・総合スーパー	新設	協約	6/25	7/1	8/5	無	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
112	三重	874	窯業	改正	協約	7/2	7/16	8/5	有	8/5	3	9/18	10/7	10/13	10/15	-	-	10/15	○	-	無	10/22	10/22	○	900	901	+1	103.1%	12/21
113	三重		鉄鋼	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
114	三重		電線・ケーブル	改正	協約	7/9	7/16	8/5	有	8/5	3	9/18	10/6	10/8	10/19	-	-	10/19	○	-	無	10/22	10/22	○	920	921	+1	105.4%	12/21
115	三重		金属製品	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
116	三重		一般機械	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
117	三重		電気機械	改正	協約	6/26	7/16	8/5	有	8/5	3	9/18	10/5	10/8	10/20	-	-	10/20	▲	-	無	10/22	10/22	▲	905	906	+1	103.7%	12/21
118	三重	輸送機械	改正	協約	7/2	7/16	8/5	有	8/5	3	9/18	10/1	10/5	10/20	-	-	10/20	○	-	無	10/22	10/22	○	941	942	+1	107.8%	12/21	
119	滋賀	868	繊維	改正	協約	7/16	8/5	8/21	無	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
120	滋賀		窯業	改正	公正	7/16	8/5	8/21	有	8/21	3	9/18	9/25	10/12	10/22	-	-	10/22	○	-	無	10/30	10/30	○	922	924	+2	106.5%	12/31
121	滋賀		一般機械	改正	公正	7/16	8/5	8/21	有	8/21	3	9/18	9/28	10/7	10/20	-	-	10/20	●	-	無	10/30	10/30	●	930	933	+3	107.5%	12/31
122	滋賀		精密機械・電気機械	改正	協約	7/16	8/5	8/21	有	8/21	3	9/18	9/24	9/30	10/19	-	-	10/19	●	-	無	10/30	10/30	●	914	917	+3	105.6%	12/31
123	滋賀		輸送機械	改正	公正	7/16	8/5	8/21	有	8/21	3	9/18	10/2	10/6	10/26	-	-	10/26	○	-	無	10/30	10/30	○	934	936	+2	107.8%	12/31
124	滋賀		各種商品小売	改正	公正	7/16	8/5	8/21	無	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
125	京都	909	印刷	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
126	京都		金属製品	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	933	-	-	-	-
127	京都		一般機械	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
128	京都		電気機械	改正	協約	7/31	8/21	8/21	有	8/21	2	10/7	10/14	-	-	-	-	10/14	○	-	無	11/4	11/4	○	936	936	±0	103.0%	-
129	京都		輸送機械	改正	協約	7/31	8/21	8/21	有	8/21	2	10/19	10/21	10/26	-	-	-	10/26	▲	-	無	11/4	11/4	▲	947	947	±0	104.2%	-
130	京都		各種商品小売	改正	協約	7/31	8/21	8/21	有	8/21	2	10/8	10/13	10/28	-	-	-	10/28	○	-	無	11/4	11/4	○	910	910	±0	100.1%	-
131	京都		自動車小売	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12/23
132	京都	自動車(新車)小売	改正	公正	7/31	8/21	8/21	有	8/21	2	10/29	11/13	-	-	-	-	11/13	○	-	無	11/24	11/24	○	911	911	±0	100.2%	-	
133	大阪	964	塗料	改正	協約	6/30	7/8	9/8	有	9/8	2	8/17	8/31	9/2	9/8	9/30	-	9/30	○	-	有	9/30	-	-	970	971	+1	100.7%	12/1
134	大阪		鉄鋼	改正	協約	6/30	7/8	9/7	有	9/7	2	8/26	9/1	9/7	9/29	-	-	9/29	○	-	有	9/29	-	-	966	968	+2	100.4%	12/1
135	大阪		非鉄金属	改正	公正	6/30	7/8	11/5	無	-	2	8/25	8/31	9/3	9/11	-	-	9/11	-	-	-	-	-	-	965	-	-	-	-
136	大阪		一般機械・輸送機械	改正	協約	6/30	7/8	9/4	有	9/4	2	8/24	8/28	9/4	9/28	-	-	9/28	○	-	有	9/28	-	-	967	968	+1	100.4%	12/1
137	大阪		電気機械	改正	協約	6/30	7/8	9/10	有	9/10	2	8/25	8/27	9/10	9/30	-	-	9/30	○	-	有	9/30	-	-	965	966	+1	100.2%	12/1
138	大阪		輸送機械(自)	改正	協約	6/30	7/8	9/4	有	9/4	2	8/21	9/2	9/4	9/25	-	-	9/25	○	-	有	9/25	-	-	969	970	+1	100.6%	12/1
139	大阪		自動車小売	改正	協約	6/30	7/8	11/5	無	-	2	8/21	8/28	9/7	9/25	-	-	9/25	-	-	-	-	-	-	965	-	-	-	-
140	兵庫	900	繊維	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
141	兵庫		塗料	改正	協約	6/29	7/17	9/29	有	8/21	4	9/9	9/18	9/29	10/1	-	-	10/1	○	-	有	10/1	-	-	970	973	+3	108.1%	12/1
142	兵庫		鉄鋼	改正	協約	7/10	7/17	9/28	有	8/21	4	9/14	9/17	9/28	-	-	-	9/28	○	-	有	9/28	-	-	963	964	+1	107.1%	12/1
143	兵庫		一般機械	改正	公正	7/10	7/17	9/30	有	8/21	4	9/16	9/23	9/30	10/7	-	-	10/7	○	-	有	10/7	-	-	942	944	+2	104.9%	12/6
144	兵庫		精密機械	改正	協約	7/10	7/17	9/25	有	8/21	4	9/11	9/25	9/29	-	-	-	9/29	○	-	有	9/29	-	-	901	903	+2	100.3%	12/1
145	兵庫		電気機械	改正	協約	6/29	7/17	9/25	有	8/21	4	9/15	9/25	-	-	-	9/25	○											

項番	都道府県	R02地域別 最 賃	業種	申出 内容	申出 ケース	申出日	必要性 諸問日	必要性 答申日	必要性 有・無	金額 諸問	本審 開催 回数	部会①	部会②	部会③	部会④	部会⑤	部会⑥	部会 結審 年月日	採決 状況	6条⑤項 適用	結審 年月日	本審 結審 年月日	採決 状況	改定前額 時間額	改定額 (決定額) 時間額	前回改定額 との比較 時間額	地賃額比 割合	効力 発生日			
182	徳島	796	木材	改正	公正	6/10	6/30	8/21	有	8/21	2	8/21	9/29	10/5	-	-	-	10/5	○	-	有	10/5	-	-	873	875	+2	109.9%	12/21		
183	徳島		一般機械	改正	公正	6/24	6/30	8/21	有	8/21	2	8/21	10/1	10/21	-	-	-	10/21	○	-	有	10/21	-	-	925	928	+3	116.6%	12/21		
184	徳島		電気機械	改正	公正	6/16	6/30	8/21	有	8/21	2	8/21	9/29	10/20	-	-	-	10/20	○	-	有	10/20	-	-	885	888	+3	111.6%	12/21		
185	香川	820	食品	改正	公正	7/20	7/31	8/5	有	8/5	2	9/25	10/5	10/8	-	-	-	10/8	○	-	有	10/8	-	-	819	821	+2	100.1%	12/15		
186	香川		一般機械	改正	公正	7/7	7/31	8/5	有	8/5	2	9/25	9/29	10/6	-	-	-	10/6	○	-	有	10/6	-	-	940	943	+3	115.0%	12/15		
187	香川		電気機械	改正	公正	7/20	7/31	8/5	有	8/5	2	9/25	10/2	10/5	-	-	-	10/5	○	-	有	10/5	-	-	883	886	+3	108.0%	12/15		
188	香川		輸送機械(船)	改正	公正	7/3	7/31	8/5	有	8/5	2	9/25	10/1	10/9	-	-	-	10/9	○	-	有	10/9	-	-	953	956	+3	116.6%	12/15		
189	愛媛	793	製紙	改正	公正	7/3	7/16	8/7	有	8/7	3	10/2	10/7	10/19	-	-	-	10/19	○	-	有	10/19	-	-	921	924	+3	116.5%	12/25		
190	愛媛		一般機械	改正	協約	7/2	7/16	8/7	有	8/7	3	10/2	10/15	10/19	-	-	-	10/19	○	-	有	10/19	-	-	927	930	+3	117.3%	12/25		
191	愛媛		電気機械	改正	協約	6/5	7/16	8/7	有	8/7	3	10/2	10/12	10/21	-	-	-	10/21	○	-	有	10/21	-	-	892	895	+3	112.9%	12/25		
192	愛媛		輸送機械(船)	改正	公正	7/1	7/16	8/7	有	8/7	3	10/2	10/12	10/22	-	-	-	10/22	○	-	有	10/22	-	-	935	938	+3	118.3%	12/25		
193	愛媛		各種商品小売	改正	公正	6/25	7/16	8/7	有	8/7	3	10/2	10/6	10/16	10/20	-	-	-	10/20	●	-	無	10/20	10/23	●	-	806	810	+4	102.1%	12/25
194	高知	792	電気機械①	改正	公正	7/27	9/24	10/8	無	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	793	-	-	-	-		
195	高知		一般貨物	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	910	-	-	-	-	
196	福岡	842	鉄鋼	改正	協約	6/22	7/27	8/18	有	8/18	2	9/17	9/29	10/2	10/7	-	-	-	10/7	○	-	有	10/7	-	-	975	976	+1	115.9%	12/10	
197	福岡		電気機械	改正	協約	6/29	7/27	8/18	有	8/18	2	9/17	9/24	10/1	10/6	-	-	-	10/6	○	-	有	10/6	-	-	926	927	+1	110.1%	12/10	
198	福岡		輸送機械	改正	協約	6/30	7/27	8/18	有	8/18	2	9/17	9/24	9/30	10/8	-	-	-	10/8	○	-	有	10/8	-	-	944	944	±0	112.1%	-	
199	福岡		百貨店	改正	協約	6/25	7/27	8/18	有	8/18	2	9/17	9/28	9/30	10/6	-	-	-	10/6	▲	-	有	10/12	10/12	○	-	889	889	±0	105.6%	-
200	福岡		自動車(新車)小売	改正	協約	6/30	7/27	8/18	有	8/18	2	9/17	9/24	9/29	10/2	-	-	-	10/2	○	-	有	10/2	-	-	940	941	+1	111.8%	12/10	
201	佐賀	792	陶磁器	改正	公正	6/17	8/24	8/24	有	8/24	1	10/2	10/19	-	-	-	-	10/2	○	-	有	10/2	-	-	791	793	+2	100.1%	12/2		
202	佐賀		一般機械	改正	公正	7/22	8/24	8/24	有	8/24	1	10/6	10/9	10/14	10/16	10/21	-	-	-	10/21	○	-	有	10/21	-	-	867	870	+3	109.8%	12/19
203	佐賀		電気機械	改正	協約	7/14	8/24	8/24	有	8/24	1	10/2	10/8	10/16	10/20	-	-	-	10/16	○	-	有	10/16	-	-	836	839	+3	105.9%	12/17	
204	長崎	793	一般機械	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	875	-	-	-	-		
205	長崎		電気機械	改正	公正	6/30	8/3	9/3	有	9/3	2	9/29	10/13	10/22	-	-	-	-	10/22	○	-	有	10/22	-	-	833	837	+4	105.5%	12/20	
206	長崎		輸送機械(船)	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	875	-	-	-	-	
207	熊本	793	電気機械	改正	協約	6/26	7/10	8/5	有	8/5	5	9/30	10/7	-	-	-	-	10/7	○	-	有	10/7	-	-	832	836	+4	105.4%	12/15		
208	熊本		輸送機械	改正	協約	6/26	7/10	8/5	有	8/5	5	9/23	9/30	10/7	-	-	-	-	10/7	○	-	有	10/7	-	-	884	888	+4	112.0%	12/15	
209	熊本		百貨店	改正	協約	6/26	7/10	8/5	有	8/5	5	9/23	10/1	10/2	-	-	-	-	10/2	○	-	有	10/2	-	-	792	796	+4	100.4%	12/15	
210	大分	792	鉄鋼	改正	協約	7/21	7/31	8/21	有	8/21	3	8/19	9/25	10/7	10/14	-	-	-	10/14	○	-	有	10/14	-	-	947	951	+4	120.1%	12/25	
211	大分		非鉄金属	改正	協約	7/27	7/31	8/21	有	8/21	3	8/19	9/25	10/2	10/19	-	-	-	10/19	○	-	有	10/19	-	-	907	911	+4	115.0%	12/25	
212	大分		電気機械	改正	公正	7/1	7/31	8/21	有	8/21	3	8/19	9/25	10/7	10/13	-	-	-	10/13	○	-	有	10/13	-	-	832	835	+3	105.4%	12/25	
213	大分		輸送機械(自・船)	改正	公正	7/28	7/31	8/21	有	8/21	3	8/19	9/25	10/8	10/20	-	-	-	10/20	○	-	有	10/20	-	-	875	878	+3	110.9%	12/25	
214	大分		各種商品小売	改正	公正	7/30	7/31	8/21	無	-	2	8/19	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
215	大分	自動車(新車)小売	改正	公正	7/28	7/31	8/21	有	8/21	3	8/19	9/25	10/14	10/19	-	-	-	-	10/19	○	-	有	10/19	-	-	844	848	+4	107.1%	12/25	
216	宮崎	793	食品	改正	公正	7/9	7/29	8/25	無	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
217	宮崎		電気機械	改正	公正	7/9	7/29	8/25	有	8/25	2	10/19	10/26	-	-	-	-	-	10/26	○	-	有	10/26	-	-	800	803	+3	101.3%	12/25	
218	宮崎		各種商品小売	改正	協約	7/9	7/29	8/25	無	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
219	宮崎		自動車(新車)小売	改正	協約	7/9	7/29	8/25	有	8/25	2	10/16	10/29	-	-	-	-	-	-	10/29	○	-	有	10/29	-	-	828	832	+4	104.9%	12/30
220	鹿児島	793	電気機械	改正	協約	7/10	7/28	8/25	有	8/25	2	10/2	10/16	10/28	-	-	-	-	10/28	○	-	有	10/28	-	-	812	815	+3	102.8%	12/27	
221	鹿児島		百貨店	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
222	鹿児島		自動車(新車)小売	改正	協約	7/15	7/28	8/25	有	8/25	2	10/5	10/13	10/23	-	-	-	-	-	10/23	○	-	有	10/23	-	-	844	847	+3	106.8%	12/24
223	沖縄	792	食品(畜)	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
224	沖縄		食品(糖)	改正	公正	7/16	8/3	8/7	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
225	沖縄		食品(飲)	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
226	沖縄		新聞	改正	公正	7/13	8/3	8/7	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	835	-	-	-	-	
227	沖縄		各種商品小売	改正	公正	7/16	8/3	8/7	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
228	沖縄	自動車(新車)小売	改正	公正	7/16	8/3	8/7	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

令和3年 2月12日

山形労働局長 殿

特定（産業別）最低賃金の金額改正に関わる意向表明

氏名 J 山形県連絡会
会 浩
住所 天 15-20
電話 0 8 0 8 5

特定（産業別）最低賃金の金額改正について、金子浩は下記のとおり申し出ることを表明します。

記

1 特定（産業別）最低賃金改正の件名

山形県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業最低賃金

2 申出の理由等

山形県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業最低賃金においては、同種の基幹労働者について特定（産業別）最低賃金の改正を必要とする程度の賃金格差が存在する等のため、山形県内における当該製造業の事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用労働者の3分の1以上の合意を得て申し出ることとしている。

3 申出の時期

令和3年7月中旬



以上

令和3年 2月12日

山形労働局長 殿

特定（産業別）最低賃金の金額改正に関わる意向表明

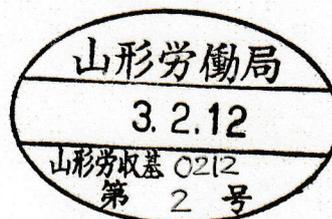
氏名 電機連合山形地域協議会
議長 柿崎 隆英
住所 山形市木の実町12-37
大手門パルズ4F
電話 023-615-8177

特定（産業別）最低賃金の金額改正について、柿崎隆英は下記のとおり申し出ることを表明します。

記

- 1 特定（産業別）最低賃金改正の件名
山形県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- 2 申出の理由等
山形県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金においては、同種の基幹労働者について特定（産業別）最低賃金の改正を必要とする程度の賃金格差が存在する等のため、山形県内における当該製造業の事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用労働者の3分の1以上の合意を得て申し出ることとしている。
- 3 申出の時期
令和3年7月中旬

以上



令和3年 2月12日

山形労働局長 殿

特定（産業別）最低賃金の金額改正に関わる意向表明

氏名 J A 山形県連絡会
会 金子 浩
住所 天童 20
電話 025-656-8085

特定（産業別）最低賃金の金額改正について、金子浩は下記のとおり申し出ることを表明します。

記

1 特定（産業別）最低賃金改正の件名
山形県自動車・同附属品製造業最低賃金

2 申出の理由等

山形県自動車・同附属品製造業最低賃金においては、同種の基幹労働者について特定（産業別）最低賃金の改正を必要とする程度の賃金格差が存在する等のため、山形県内における当該製造業の事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用労働者の3分の1以上の合意を得て申し出ることとしている。

3 申出の時期

令和3年7月中旬

以上



令和3年 2月12日

山形労働局長 殿

特定（産業別）最低賃金の金額改正に関わる意向表明

氏名 自動車総連山
議長 佐
住所 宮城県仙台市
宮城野センター 日産労働内
電話 022-292-0375

特定（産業別）最低賃金の金額改正について、佐藤篤志は下記のとおり申し出ることを表明します。

記

- 1 特定（産業別）最低賃金改正の件名
山形県自動車整備業最低賃金
- 2 申出の理由等
山形県自動車整備業最低賃金においては、同種の基幹労働者について特定（産業別）最低賃金の改正を必要とする程度の賃金格差が存在する等のため、山形県内における当該整備業の事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用労働者の3分の1以上の合意を得て申し出ることとしている。
- 3 申出の時期
令和3年7月中旬

以上



特定（産業別）最低賃金適用事業所数及び適用労働者数

(平成28経済センサス)

令和2年12月1日現在

特定（産業別） (日本標準産業分類による)	適用事業所数	労働者数	年齢・業務等 除外者数	適用労働者数
ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されない はん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製 造業	71	2,497	123	2,374
E252、E253、E2596、E2621の一部、E2652、E2693 《除くもの（E2532の一部、E2535）》	-2	-7	19	-26
	69	2,490	142	2,348
E252 ポンプ・圧縮機器製造業				
E253 一般産業用機械・装置製造業	54	1,861		
〔除くもの E2532の一 部〕 (エレベータ・エスカレータ製造業のうち家庭用エレ ベータ製造業)				
〔除くもの E2535〕 (冷凍機・温湿調整装置製造業)	-2	-7		
E2596 他に分類されないはん用機械・装置製造業	52	1,854		
E2621 建設機械・鉱山機械製造業(建設用クレーン製造業に限 る)	0	0		
	0	0		
E2652 化学機械・同装置製造業	6	324		
	6	324		
E2693 真空装置・真空機器製造業	10	310		
	10	310		
E250 管理、補助的経済活動を行う事業所 E260 (但し、上記のうち当該特定最低賃金の適用産業の事業 所)	1	2		
	1	2		
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機 械器具製造業	329	20,308	5,228	15,080
E28、E29、E30 《除くもの（E293、E295、E2973の一部、E299）》	-5	-10	-1,146	1,136
	324	20,298	4,082	16,216
E28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	138	11,508		
	-3	-9		
	135	11,499		
E291 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業	117	3,820		
E292 産業用電気機械器具製造業	-3	-9		
	114	3,811		
E294 電球・電気照明器具製造業	13	496		
	13	496		
E296 電子応用装置製造業	9	311		
	9	311		
E297 電気計測器製造業	8	481		
〔除くもの E2973の一 部〕 (医療用計測器製造業の一部)				
	8	481		
E290 管理、補助的経済活動を行う事業所 (但し、上記のうち当該特定最低賃金の適用産業の事業 所)	0	3		
	1	11		
E30 情報通信機械器具製造業	44	3,689		
	44	3,689		
自動車・同附属品製造業	110	5,254	347	4,907
E311 (E310 管理、補助的経済活動を行う事業所を含む)	-4	-35	-38	3
	106	5,219	309	4,910
自動車整備業	1,006	3,564	479	3,085
R89 (R890 管理、補助的経済活動を行う事業所を含む) 【I591の一部、H43の一部、H44の一部を含む】 (※自動車分解整備の業務に従事する者に限る。)	8	9	-142	151
	1,014	3,573	337	3,236
合 計	1,516	31,623	6,177	25,446
	-3	-43	-1,307	1,264
	1,513	31,580	4,870	26,710

* 特定(産業別)名、産業分類番号・名は、平成20年4月から適用の日本産業分類に基づく表記。

各欄の「上段」の数値・・・前年度の数値
各欄の「中段」の数値・・・増減数
各欄の「下段」の数値・・・本年度の数値

令和3年度 山形地方最低賃金審議会日程(素案)

※ ○番号は開催回数

区 分	(参考) 平成30年度	(参考) 令和元年度	(参考) 令和2年度	令和3年度		備 考	
本 審							
会長・会長代理選出等		① 7.8(月)		① 7月上旬	公開		
地域最賃改正諮問	① 7.5(木)	① 7.8(月)	① 7.2(木)	① 7月上旬	公開		
地域最賃意見聴取	② 7.30(月)	② 8.1(木)	② 7.28(火)	② 7月下旬	非公開		
地域最賃目安伝達	② 7.30(月)	② 8.1(木)	② 7.28(火)	② 7月下旬	公開	中賃目安答申後	
地域最賃答申	③ 8.6(月)	③ 8.5(月)	③ 8.7(金)	③ 8月5日～13日	公開	10月上旬発効	
地域最賃異議申出審議	④ 8.22(水)	④ 8.21(水)	④ 8.25(火)	④ 8月下旬	公開	答申内容公示後15日経過後	
特定最賃必要性諮問	③ 8.6(月)	③ 8.5(月)	③ 8.7(金)	③ 8月5日～13日	公開		
特定最賃必要性審議	③ 8.6(月)	③ 8.5(月)	③ 8.7(金)	③ 必要性諮問後	公開		
	④ 8.22(水)	④ 8.21(水)	④ 8.25(火)	④ 8月下旬	公開		
特定最賃必要性答申	④ 8.22(水)	④ 8.21(水)	④ 8.25(火)	④ 8月下旬	公開		
特定最賃改正諮問	④ 8.22(水)	④ 8.21(水)	④ 8.25(火)	④ 8月下旬	公開		
特定最賃答申	⑤ 10.23(火)	⑤ 10.21(月)	⑤ 10.26(月)	⑤ 10月中旬～下旬	公開	10.26まで答申12.25発効	
特定最賃意向表明	⑥ 3.15(金)	⑥ 3.16(月)	⑥ 3.11(木)	⑥ 3月中旬	公開		
地域最賃専門部会							
部会長・部会長代理選出等	① 7.26(木)	① 7.23(火)	① 7.21(火)	① 7月下旬	非公開		
金額審議	② 7.30(月)	② 7.30(火)	② 7.29(水)	② 7月下旬	非公開	第2回本審後の日程で開催	
	③ 7.31(火)	③ 7.31(水)	③ 7.31(金)	③ 7月下旬～8月上旬	非公開		
	④ 8.2(木)	④ 8.1(木)	④ 8.4(火)	④ 8月上旬	非公開		
	⑤ 8.3(金)	⑤ 8.2(金)	⑤ 8.6(木)	⑤ 8月上旬	非公開		
		⑥ 8.5(月)	⑥ 8.7(金)	予 8月上旬～8月13日	非公開	※予:予備日	
特定(産業別)最賃専門部会							
合同専門部会	① 9.26(水)	① 9.26(木)	① 9.24(木)	① 9月下旬	公開		
一般機械	② 10.5(金)	② 9.27(金)	② 9.25(金)	② 合同後 答申日 までの間	非公開		
	③ 10.15(月)	③ 10.3(木)	③ 10.12(月)		非公開		
	④ 10.22(月)	④ 10.7(月)	④ 10.21(水)		予	非公開	※予:予備日
電気機械	② 10.9(火)	② 10.2(水)	② 10.8(木)	② 合同後 答申日 までの間	非公開		
	③ 10.11(木)	③ 10.10(木)	③ 10.19(月)		非公開		
	④ 10.19(金)	④ 10.15(火)	④ 10.22(木)		予	非公開	
自動車・同附属品	② 10.1(月)	② 10.4(金)	② 10.2(金)	② 合同後 答申日 までの間	非公開		
	③ 10.3(水)	③ 10.16(水)	③ 10.13(火)		非公開		
	④ 10.10(水)	④ 10.18(金)	④ 10.22(木)		予	非公開	※予:予備日
自動車整備	② 10.3(水)	② 9.30(月)	② 9.28(月)	② 合同後 答申日 までの間	非公開		
	③ 10.5(金)	③ 10.3(木)	③ 10.7(水)		非公開		
	④ 10.15(月)	④ 10.8(火)	④ 10.20(火)		予	非公開	※予:予備日

令和3年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(地域別最低賃金の場合)

※令和3年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(金)発効とするためには、8月5日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

令和3年8月

答申 (要旨公示)	15日 →	異議申出 締切	1営業日 →	官総 持込	7営業日 →	官報 公示	30日 →	発効
8月1日 (日)		8月16日 (月)		8月17日 (火)		8月26日 (木)		9月25日 (土)
8月2日 (月)		8月17日 (火)		8月18日 (水)		8月27日 (金)		9月26日 (日)
8月3日 (火)		8月18日 (水)		8月19日 (木)		8月30日 (月)		9月29日 (水)
8月4日 (水)		8月19日 (木)		8月20日 (金)		8月31日 (火)		9月30日 (木)
8月5日 (木)		8月20日 (金)		8月23日 (月)		9月1日 (水)		10月1日 (金)
8月6日 (金)		8月23日 (月)		8月24日 (火)		9月2日 (木)		10月2日 (土)
8月7日 (土)		8月23日 (月)		8月24日 (火)		9月2日 (木)		10月2日 (土)
8月8日 (日)		8月23日 (月)		8月24日 (火)		9月2日 (木)		10月2日 (土)
8月9日 (月)		8月24日 (火)		8月25日 (水)		9月3日 (金)		10月3日 (日)
8月10日 (火)		8月25日 (水)		8月26日 (木)		9月6日 (月)		10月6日 (水)
8月11日 (水)		8月26日 (木)		8月27日 (金)		9月7日 (火)		10月7日 (木)
8月12日 (木)		8月27日 (金)		8月30日 (月)		9月8日 (水)		10月8日 (金)
8月13日 (金)		8月30日 (月)		8月31日 (火)		9月9日 (木)		10月9日 (土)
8月14日 (土)		8月30日 (月)		8月31日 (火)		9月9日 (木)		10月9日 (土)
8月15日 (日)		8月30日 (月)		8月31日 (火)		9月9日 (木)		10月9日 (土)
8月16日 (月)		8月31日 (火)		9月1日 (水)		9月10日 (金)		10月10日 (日)
8月17日 (火)		9月1日 (水)		9月2日 (木)		9月13日 (月)		10月13日 (水)
8月18日 (水)		9月2日 (木)		9月3日 (金)		9月14日 (火)		10月14日 (木)
8月19日 (木)		9月3日 (金)		9月6日 (月)		9月15日 (水)		10月15日 (金)
8月20日 (金)		9月6日 (月)		9月7日 (火)		9月16日 (木)		10月16日 (土)
8月21日 (土)		9月6日 (月)		9月7日 (火)		9月16日 (木)		10月16日 (土)
8月22日 (日)		9月6日 (月)		9月7日 (火)		9月16日 (木)		10月16日 (土)
8月23日 (月)		9月7日 (火)		9月8日 (水)		9月17日 (金)		10月17日 (日)
8月24日 (火)		9月8日 (水)		9月9日 (木)		9月21日 (火)		10月21日 (木)
8月25日 (水)		9月9日 (木)		9月10日 (金)		9月22日 (水)		10月22日 (金)
8月26日 (木)		9月10日 (金)		9月13日 (月)		9月24日 (金)		10月24日 (日)
8月27日 (金)		9月13日 (月)		9月14日 (火)		9月27日 (月)		10月27日 (水)
8月28日 (土)		9月13日 (月)		9月14日 (火)		9月27日 (月)		10月27日 (水)
8月29日 (日)		9月13日 (月)		9月14日 (火)		9月27日 (月)		10月27日 (水)
8月30日 (月)		9月14日 (火)		9月15日 (水)		9月28日 (火)		10月28日 (木)
8月31日 (火)		9月15日 (水)		9月16日 (木)		9月29日 (水)		10月29日 (金)

令和3年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定最低賃金の場合)

※令和3年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月25日(土)発効とするためには、10月26日(火)までに答申要旨を公示し、指定日発行とする必要がある。

令和3年10月

答申 (要旨公示)	15日 →	異議申出 締切	3営業日 →	官総 持込※2	7営業日 →	官報 公示	30日 →	発効
10月1日 (金)		10月18日 (月)		10月21日 (木)		11月1日 (月)		12月1日 (水)
10月2日 (土)		10月18日 (月)		10月21日 (木)		11月1日 (月)		12月1日 (水)
10月3日 (日)		10月18日 (月)		10月21日 (木)		11月1日 (月)		12月1日 (水)
10月4日 (月)		10月19日 (火)		10月22日 (金)		11月2日 (火)		12月2日 (木)
10月5日 (火)		10月20日 (水)		10月25日 (月)		11月4日 (木)		12月4日 (土)
10月6日 (水)		10月21日 (木)		10月26日 (火)		11月5日 (金)		12月5日 (日)
10月7日 (木)		10月22日 (金)		10月27日 (水)		11月8日 (月)		12月8日 (水)
10月8日 (金)		10月25日 (月)		10月28日 (木)		11月9日 (火)		12月9日 (木)
10月9日 (土)		10月25日 (月)		10月28日 (木)		11月9日 (火)		12月9日 (木)
10月10日 (日)		10月25日 (月)		10月28日 (木)		11月9日 (火)		12月9日 (木)
10月11日 (月)		10月26日 (火)		10月29日 (金)		11月10日 (水)		12月10日 (金)
10月12日 (火)		10月27日 (水)		11月1日 (月)		11月11日 (木)		12月11日 (土)
10月13日 (水)		10月28日 (木)		11月2日 (火)		11月12日 (金)		12月12日 (日)
10月14日 (木)		10月29日 (金)		11月4日 (木)		11月15日 (月)		12月15日 (水)
10月15日 (金)		11月1日 (月)		11月5日 (金)		11月16日 (火)		12月16日 (木)
10月16日 (土)		11月1日 (月)		11月5日 (金)		11月16日 (火)		12月16日 (木)
10月17日 (日)		11月1日 (月)		11月5日 (金)		11月16日 (火)		12月16日 (木)
10月18日 (月)		11月2日 (火)		11月8日 (月)		11月17日 (水)		12月17日 (金)
10月19日 (火)		11月4日 (木)		11月9日 (火)		11月18日 (木)		12月18日 (土)
10月20日 (水)		11月4日 (木)		11月9日 (火)		11月18日 (木)		12月18日 (土)
10月21日 (木)		11月5日 (金)		11月10日 (水)		11月19日 (金)		12月19日 (日)
10月22日 (金)		11月8日 (月)		11月11日 (木)		11月22日 (月)		12月22日 (水)
10月23日 (土)		11月8日 (月)		11月11日 (木)		11月22日 (月)		12月22日 (水)
10月24日 (日)		11月8日 (月)		11月11日 (木)		11月22日 (月)		12月22日 (水)
10月25日 (月)		11月9日 (火)		11月12日 (金)		11月24日 (水)		12月24日 (金)
10月26日 (火)		11月10日 (水)		11月15日 (月)		11月25日 (木)		12月25日 (土)
10月27日 (水)		11月11日 (木)		11月16日 (火)		11月26日 (金)		12月26日 (日)
10月28日 (木)		11月12日 (金)		11月17日 (水)		11月29日 (月)		12月29日 (水)
10月29日 (金)		11月15日 (月)		11月18日 (木)		11月30日 (火)		12月30日 (木)
10月30日 (土)		11月15日 (月)		11月18日 (木)		11月30日 (火)		12月30日 (木)
10月31日 (日)		11月15日 (月)		11月18日 (木)		11月30日 (火)		12月30日 (木)

山形地方最低賃金審議会運営規程

制 定	昭和34年	8月17日
改 定	昭和51年	5月12日
〃	昭和57年	5月12日
〃	平成 3年	5月 9日
〃	平成 8年	5月 9日
〃	平成 9年	12月 5日
〃	平成12年	5月12日
〃	平成13年	5月 9日
〃	平成14年	5月13日
〃	平成21年	5月21日

第1条 山形地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたとときのほか、山形労働局長、5人以上の委員又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が召集する。

2 前項の規定により山形労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の10日前までに、会長に通知しなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも7日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、山形労働局長に通知するものとする。

第3条 会長は、審議会の議決により特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会等を設けることができる。

第4条 審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について山形労働局長から調査審議を求められたときは、最低賃金法第25条第2項の規定に基づいて専門部会をおく。

2 専門部会に関する運営規程は別にこれを定める。

第4条の2 審議会があらかじめ議決するところにより、専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

第5条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を会長に適当な方法で速報するものとする。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期不在となるときには、あらかじめ会長に適切な方法で通知するものとする。

第6条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときには、会長の許可を受けるものとする。

第7条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

第8条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、会長及び会長の指名した委員2人が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

4 前三項の規定は、小委員会等について準用する。

第9条 会長は、審議会が議決を行ったときは、答申文又は議決書をそれぞれ議事録の写しを付してその都度山形労働局長に送付するものとする。

第10条 この規程に定めるもののほか、小委員会等又は専門部会の議事運営に関し必要な事項は、小委員会等又は専門部会の長が当該小委員会等又は専門部会に諮って定める。

第11条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

第1条 この規程は、平成21年5月21日から施行する。

山形地方最低賃金審議会運営規程（案）

制 定	昭和34年	8月17日
改 定	昭和51年	5月12日
〃	昭和57年	5月12日
〃	平成 3年	5月 9日
〃	平成 8年	5月 9日
〃	平成 9年	12月 5日
〃	平成12年	5月12日
〃	平成13年	5月 9日
〃	平成14年	5月13日
〃	平成21年	5月21日
〃	令和 3年	3月11日

第1条 山形地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたとときのほか、山形労働局長、5人以上の委員又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が召集する。

2 前項の規定により山形労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の10日前までに、会長に通知しなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも7日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、山形労働局長に通知するものとする。

第3条 会長は、審議会の議決により特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会等を設けることができる。

第4条 審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について山形労働局長から調査審議を求められたときは、最低賃金法第25条第2項の規定に基づいて専門部会をおく。

2 専門部会に関する運営規程は別にこれを定める。

第4条の2 審議会があらかじめ議決するところにより、専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

第5条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を会長に適当な方法で速報するものとする。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期不在となるときには、あらかじめ会長に適切な方法で通知するものとする。

第6条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときには、会長の許可を受けるものとする。

第7条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

第8条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、会長及び会長の指名した委員2人が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

4 前三項の規定は、小委員会等について準用する。

第9条 会長は、審議会が議決を行ったときは、答申文又は議決書をそれぞれ議事録の写しを付してその都度山形労働局長に送付するものとする。

第10条 この規程に定めるもののほか、小委員会等又は専門部会の議事運営に関し必要な事項は、小委員会等又は専門部会の長が当該小委員会等又は専門部会に諮って定める。

第11条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

第1条 この規程は、令和3年3月11日から施行する。

山形地方最低賃金審議会専門部会運営規程

第1条 山形地方最低賃金審議会最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）並びに山形地方最低賃金審議会運営規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、山形労働局長又は3分の1以上の専門部会委員（以下「委員」という。）から開催の請求があったとき、部会長が召集する。

2 前項の規定により山形労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の10日前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、山形労働局長に通知するものとする。

第3条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を部会長に適当な方法で速報するものとする。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期不在となるときには、あらかじめ部会長に適切な方法で通知するものとする。

第4条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときには、部会長の許可を受けるものとする。

3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でないものの説明又は意見を聞くことができる。

第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

第6条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、部会長及び部会長が指名した委員2人が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

第7条 部会長は、専門部会が議決を行ったときは、山形地方最低賃金審議会長に報告するものとする。

第8条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、専門部会の議決に基づいて行う。

第9条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行う。

附 則

第1条 この規程は、平成26年8月1日から施行する。

最低賃金引上げに向けた中小企業への支援事業の実施状況

1. 働き方改革推進支援センター相談件数及び専門家派遣件数

年 度	専門家派遣	相談件数	備 考
平成27年度	50件	315件	(内訳) 労務相談 282件、経営相談 33件
平成28年度	182件	604件	□(内訳) 労務相談 370件、経営相談 234件
平成29年度	161件	572件	(内訳) 労務相談348件、経営相談224件
平成30年度	221件	109件	(内訳) 非公表
令和元年度	230件	133件	(内訳) 非公表
令和2年度※	222件	405件	※1月末現在 (内訳) 非公表

(注)平成27年度～29年度は山形県最低賃金総合相談支援センターにおける相談・派遣件数

山形労働局 雇用環境・均等室

2. 業務改善助成金申請数

年 度	申請件数	備 考
平成27年度	7件	全国申請件数 381件 【H27.2要綱改正】
平成28年度	18件	全国申請件数 非公表 全国交付決定件数 432件
平成29年度	33件	全国申請件数 非公表 全国交付決定件数 非公表
平成30年度	32件	全国申請件数 非公表 全国交付決定件数 非公表
令和元年度	14件	全国申請件数 非公表 全国交付決定件数 非公表
令和2年度※	16件	※2月末現在 全国申請件数 非公表 全国交付決定件数 非公表

山形労働局 雇用環境・均等室

3. キャリアアップ助成金計画認定件数及び支給決定件数

年 度	計画認定件数	支給決定件数	備 考
平成29年度	377件	417件	
平成30年度	244件	560件	
令和元年度	196件	296件	
令和2年度※	173件	326件	※2月末現在

山形労働局 職業安定部 職業対策課

守ってね！最低賃金。

パート、アルバイトの方、学生さんも
すべてのひとに適用されます。
自分の最低賃金、ちゃんと調べようね。

山形県 最低賃金

793 円



令和2年
10月3日から
[時間額]

雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

WEBで確認!

最低賃金に関する特設サイト

<http://www.saiteichingin.info/> [最低賃金制度](#) [検索](#)



最低賃金に関するお問い合わせは

山形労働局または最寄りの労働基準監督署へ

山形労働局ホームページアドレス

<https://jsite.mhlw.go.jp/yamagata-roudoukyoku/>

最低賃金制度って何？

働くすべての人に、
賃金の最低額（最低賃金額）を
保障する制度です。

年齢やパート・学生アルバイトなどの
働き方の違いにかかわらず、
すべての労働者に適用されるんです。



確認の方法は？

(※1)
確認したい賃金を時間額にして、
最低賃金額（時間額）と比較してみましょう！

最低賃金額との比較方法

あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※2)

1 時間給の場合

時間給	≧	最低賃金額(時間額)
円		円

2 日給の場合

日給	÷	1日の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額(時間額)
円		時間		円		円

3 月給の場合

月給	÷	1か月の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額(時間額)
円		時間		円		円

4 上記1,2,3が 組み合わせられている場合

例えば、基本給が日給で
各手当（職務手当など）が
月給の場合

- ① 基本給（日給）→ 2 の計算で時間額を出す
- ② 各手当（月給）→ 3 の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 ≧ 最低賃金額（時間額）

(※1)最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）⑥精皆勤手当、通勤手当および家族手当

(※2)詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



スマホ、携帯で
自分の地域の
最低賃金を
チェックしましょ！

中小企業事業者の皆さんへ

賃金の引上げを支援します。

最大450万円を助成

業務改善
助成金

「業務改善助成金」は、生産性向上のための設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などの費用の一部を助成する制度です。支給対象者と支給要件、助成金は一定の条件があります。

詳しくは、こちら

業務改善助成金

検索

賃金引上げを
支援する助成金を
積極的に
利用しましょう。



専門家による無料相談を
実施しています。

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革推進支援センターにご相談ください。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援センター

検索

働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り
組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援資金

検索

リサイクル適性

この印刷物は、2025年の紙へ
リサイクルできます。

(R2.9)

必ずチェック!使用者も、労働者も。

時間額

山形県 最低賃金

【発効日：令和2年10月3日】

793円

3円
UP

特定(産業別)最低賃金 【発効日:令和2年12月25日】

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具 製造業	時間額 846円 3円UP
ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されない はん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業	時間額 862円 3円UP
自動車・同附属品製造業	時間額 861円 3円UP
自動車整備業 (自動車分解整備の業務に従事する者に限る)	時間額 865円 3円UP



☆最低賃金引上げの環境整備のための支援措置

業務改善助成金 《問》山形労働局 雇用環境・均等室 (023-624-8228)
キャリアアップ助成金 《問》山形労働局 職業対策課 (023-626-6101)

【山形働き方改革推進支援センター】

業務改善助成金・キャリアアップ助成金の相談
働き方改革関連法に関する相談
労務管理に関する相談

《問》0800-800-3552
(無料相談窓口)

【最低賃金・最低工賃に関するお問合せ】

山形労働局労働基準部賃金室 TEL(023) 624-8224・最寄りの労働基準監督署へ!

■山形労働基準監督署 TEL (023) 624-6211
■米沢労働基準監督署 TEL (0238) 23-7120
■村山労働基準監督署 TEL (0237) 55-2815

■庄内労働基準監督署 TEL (0235) 22-0714
■新庄労働基準監督署 TEL (0233) 22-0227

☆ 特定（産業別）最低賃金の適用範囲について

特定（産業別）最低賃金の件名	適用する使用者の範囲	適用除外労働者 この欄に掲げる労働者は、山形県最低賃金が適用になります。
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 時間額：846 円	電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（民生用電気機械器具製造業、電池製造業、医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）、その他の電気機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者	(1) 18 歳未満又は 65 歳以上の者 (2) 雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け又は賄いの業務 □ 手工具若しくは小型電動工具を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け又は穴あけの業務 ハ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め、塗布、選別又は部品の差し、曲げ若しくは切りの業務
ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業 時間額：862 円	ポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業（家庭用エレベータ製造業及び冷凍機・温湿調整装置製造業を除く。以下同じ。）、他に分類されないはん用機械・装置製造業、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用クレーン製造業、化学機械・同装置製造業、真空装置・真空機器製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動がポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業、他に分類されないはん用機械・装置製造業、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用クレーン製造業、化学機械・同装置製造業又は真空装置・真空機器製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者	(1) 18 歳未満又は 65 歳以上の者 (2) 雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃、片付け、賄い又は手作業による包装の業務に主として従事する者
自動車・同附属品製造業 時間額：861 円	自動車・同附属品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者	
自動車整備業 （自動車分解整備の業務に従事する者に限る。） 時間額：865 円	自動車整備業（原動機付自転車に係るものを除く。以下同じ。）、純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車整備業に分類されるものに限る。）又は道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 77 条の自動車特定整備事業（道路運送車両法施行規則第 3 条の分解整備を行うものに限る。）を営む使用者	(1) 18 歳未満又は 65 歳以上の者 (2) 雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの

【注】次に掲げる賃金は、最低賃金額の計算には含まれません。

- (1) 臨時に支払われる賃金（結婚手当等） (2) 1 か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など） (3) 時間外割増、休日割増および深夜割増賃金 (4) 精皆勤手当、通勤手当および家族手当
※ 日給（月給）の場合 → 日給（月給）÷ 1 日（1 か月）の平均所定労働時間＝時間換算額≧最低賃金額（時間額）

☆ 最低賃金引上げの環境整備のための支援事業

◎ 業務改善助成金のご案内！

「業務改善助成金」は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るための制度です。中小企業等で事業場規模 100 人以下の事業場において、生産性向上のための設備投資（機械設備、POS システム等の導入）などを行い、事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が 30 円以内の事業場が対象です。

支給の要件は、①事業場内最低賃金が適用される労働者（雇入れ後 3 月を経過していること）の賃金を引上げる計画を作成し、申請後に賃金引上げを行うこと。※ 引上げ後の賃金額が、事業場内の最低賃金となる必要があります。②計画に沿って生産性向上のための設備・器具などを導入し、その費用を支払うこと。※ 単なる経費節減のための経費、職場環境を改善するための経費、パソコン、営業車両など、通常の事業活動に伴う経費等は対象外となります。

賃金引上げ額及び人数に応じた助成金の上限額（最大 450 万円）や助成率等の詳しい内容については、次にお問い合わせください。

【問合せ先】 ☎0800-800-3552 （山形働き方改革推進支援センター無料相談窓口）
☎023-624-8228 （山形労働局雇用環境・均等室）

* 山形県業務改善奨励金の上乗せの支給あり。詳細は山形県産業労働部雇用対策課 023-630-3245・2554 まで。

◎ キャリアアップ助成金のご案内！

「キャリアアップ助成金」は、有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。

支給要件等の詳しい内容については、次にお問い合わせください。

【問合せ先】 ☎0800-800-3552 （山形働き方改革推進支援センター無料相談窓口）
☎023-626-6101 （山形労働局 職業対策課）又は、最寄りのハローワーク

* 山形県正社員化・所得向上促進事業奨励金の上乗せ支給の場合あり。詳細は山形県産業労働部雇用対策課 023-630-3245・2554 まで。

◎ 働き方改革推進支援センター

働き方改革関連法に関する相談のほか、労働時間等の労務管理や賃金制度等の見直し、労働関係助成金の活用などについて社会保険労務士などの専門家が相談に応じます。

県内各地でセミナー、出張相談会を随時開催します。

【山形働き方改革推進支援センター 無料相談窓口】 ☎0800-800-3552（山形市香澄町 3-2-1 山交ビル 4 階）

「業務改善助成金」のご案内

～ニーズに応えた低額のコースを新設～

『業務改善助成金』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

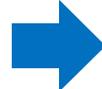
助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、
設備投資（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）
などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

賃金引上げ



設備投資等



設備投資等に要した
費用の一部を助成

詳しくはHPをご覧ください！

業務改善助成金 検索



概要

※令和3年2月1日より申請受付開始

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
20円コース	20円以上	1人	20万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円未満】 4 / 5 ^(※2) 生産性要件を満たした場合は 9 / 10 ^(※1)
		2～3人	30万円		
		4～6人	50万円		
		7人以上	70万円		
30円コース	30円以上	1人	30万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円以上】 3 / 4 生産性要件を満たした場合は 4 / 5 ^(※1)
		2～3人	50万円		
		4～6人	70万円		
		7人以上	100万円		

(※1) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

(※2) 対象は、地域別最低賃金900円未満の地域のうち事業場内最低賃金が900円未満の事業場です。（令和3年1月現在）北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄の39地域。

○助成金受給の流れや申請先等については裏面をご覧ください。

助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを、
最寄りの都道府県労働局に提出

審査

交付決定後、
提出した計画に
沿って事業実施

労働局に
事業実施結果
を報告

審査

支給

ご留意頂きたい事項

- ◆ 過年度に業務改善助成金を活用した事業場も、助成対象となります。
- ◆ 事業完了の期限は令和4年3月31日です。

お問い合わせ先

- ◆ 全国47都道府県にある「働き方改革推進支援センター」に、お気軽にお問い合わせください。
- ◆ 「働き方改革推進支援センター」の所在地及び電話番号は、インターネットでご確認ください。



申請先

- ◆ 助成金の申請窓口は、都道府県労働局です。事業場がある地域の労働局にお問い合わせください。
【担当部署】各労働局雇用環境・均等部（室）

働き方改革推進支援資金

- ◆ 日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や
運転資金の融資を行っています。
詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。



【担当部署】各都道府県日本政策金融公庫

【参考：令和3年度の業務改善助成金について（予定）】

コース区分	引き上げる 労働者数	助成 上限額	助成対象事業場	助成率
20円コース	1人	20万円	以下の2つの要件を 満たす事業場 ・事業場内最低賃金と 地域別最低賃金の差額が 30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金 900円未満】 4 / 5 生産性要件を満たした場合は 9 / 10 【事業場内最低賃金 900円以上】 3 / 4 生産性要件を満たした場合は 4 / 5
	2～3人	30万円		
	4～6人	50万円		
	7人以上	70万円		
30円コース	1人	30万円		
	2～3人	50万円		
	4～6人	70万円		
	7人以上	100万円		
60円コース	1人	60万円		
	2～3人	90万円		
	4～6人	150万円		
	7人以上	230万円		
90円コース	1人	90万円		
	2～3人	150万円		
	4～6人	270万円		
	7人以上	450万円		

(※) 上記コースは、令和3年度予算の成立が前提のため、今後、変更される可能性がありますので、ご注意ください。